

卒業認定について

学則

第 11 条 卒業認定は、本校において 3 年以上在籍し学科目標及び臨地実習のすべての単位を修得している者について、学校管理者会議の議を経て学校長が行う。

2 卒業の認定は、当該年度 2 月の学校管理者会議において行う。

3 卒業認定した者に対し、卒業証書を授与する。

4 卒業した者には、文部科学大臣告示（平成 6 年文部省告示第 84 号）により専門士（医療専門課程）の称号を授与する。